

はっする

平成22年3月31日発行



福井県嶺南振興局若狭健康福祉センター

新型インフルエンザに係るサーベイランス体制が変更となりました

国では、インフルエンザの最初のピークが現時点で沈静化しているとの判断から、サーベイランス体制の見直しを行いました。4月1日以降の体制は下記のとおりです。

医療機関、社会福祉施設、幼稚園、学校等の皆様には、今後も引き続きご協力をお願いします。

サーベイランス体制

	変更後	変更前
クラスター（集団発生）報告	インフルエンザの発生動向が上昇に転じるまで 休止 (当分の間、発生報告は不要です。)	医療機関・社会福祉施設(保育所を除く)において、7日以内に10名以上がインフルエンザと診断された場合に報告。
インフルエンザ入院サーベイランス	休止	インフルエンザ様症状を呈する患者の入院を確認した場合に報告
インフルエンザ重症サーベイランス	インフルエンザ患者のうち、 ①重症化した患者の入院 を確認した場合、 ②入院の有無に限らず死亡 を確認した場合に報告 (平成22年3月29日から運用)	
インフルエンザ様疾患発生報告	変更無し (継続して実施)	幼稚園、保育所、学校等でインフルエンザ様疾患による臨時休業措置をとった場合に所定の様式で報告
PCR検査	変更無し (継続して実施)	死亡例と重症化した患者のみ

※ 県ホームページに掲載予定となっておりますので、下記URLをご確認ください

<http://www.pref.fukui.jp/doc/kenkou/singata/taisakusuisin.html>

発信者 若狭健康福祉センター
 担当 健康増進課 永田・辻
 TEL : 0770-52-1300
 FAX : 0770-52-1058
 MAIL : w-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp
 ※ ご意見、ご感想おまちしています。